

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する工事（営繕工事は除く。）及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）において、早朝・夜間施工することにより、猛暑期間又は時間における現場施工を回避することで、技能労働者の健康と安全を確保することを目的とする。

（対象期間）

第2条 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）（以下「現場施工回避」という。）は、5月1日から10月31日までとする。

（対象工事等）

第3条 原則として、主たる工種が屋外作業であるすべての工事等を対象とし、受発注者間の協議により決定する。また、本要領策定前に契約している工事等も対象とする。

（実施方法）

第4条 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとする。

- 2 協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
- 3 受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

（工期の延長）

第5条 現場施工回避により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

- 2 工期の延長日数は、現場施工回避の実施期間中において実施した時間数に基づいて算出する。
- 3 算出方法は、現場施工回避累計時間÷8時間（所定労働時間）とし、小数点1位を切り上げるものとする。なお、現場施工回避累計時間とは、現場施工回避により、実労働時間が減少し、所定労働時間と差が生じたときの時間の累計をいう。

（設計変更）

第6条 現場施工回避は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

（監督員の臨場）

第7条 受注者は、猛暑期間又は時間における現場施工回避をするにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督員の臨場について協議することができる。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項は、受発注者が協議して定めるものとする。

(対象工事の明示)

第9条 現場施工回避を実施する対象工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載することとする。なお、本要領策定前に契約している工事等についてはこの限りではない。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する